

老人医療制度

七十歳以上の人、または一定の障害者（身体障害者手帳で一級から四級の一部までの人）で六十五歳から六十九歳までの人は老人保健法による医療の給付を受けることができます。

ただし、国民健康保険及び社会保険等に加入している人に限りです。該当する人は「健康手帳・老人医療受給者証」の交付を受ける手続きをしましょう。

● 次の場合は必ず役場民生課まで届出をして下さい。

● 加入している医療保険が変わったとき。

● 交通事故にあつて老人医療で治療を受けるとき。

● 住所が変わったとき。（転入・転出・転居）

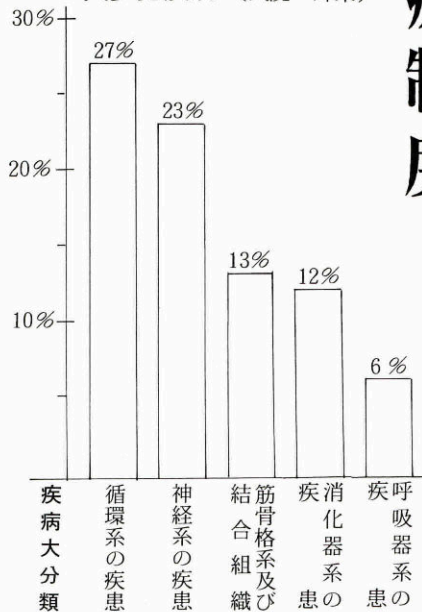
● 死亡したとき。

◎ こんなときは医療費の一部又は全額が支給されますので支給申請書を提出して下さい。

● コルセットやギブス等の治療用補装具代がかかった場合。

● 基準看護を行っていない病院で病気が特に重いなどのときの付き添い看護料がかかる。

三隅町における老人医療の5大発症疾病（入院+外来）



● 旅先で急病になるなど、緊急その他やむをえない事情で保険証・老人医療受給者証を持たずに治療を受けた

● 重病人の入院、転院等の移送にかかった費用。（医師が必要と認めた車代等）

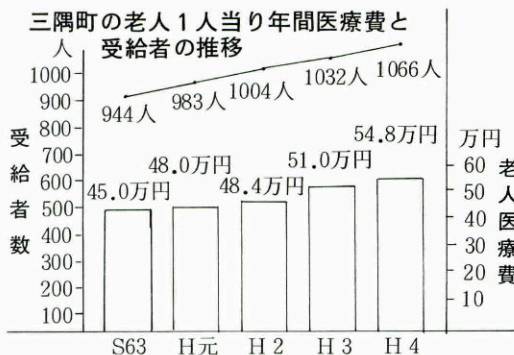
● 三隅町の老人医療費は年々増加をしています。みんなの医療費をムダなく上手に使うため次のことを守りましょう。

● 特別の事情のない限り、診療時間内に診てもらいましょう。

● 重複受診やハシゴ受診はやめましょう。

● 病気がかかったら早めに治療を受け、早く治しましょう。

● 日常の健康について正しい知識を身につけて、自分の健康は自分で守りましょう。



国民年金

国民年金の保険料は納めましたか

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。納め忘れのある方は、至急納めてください。

納め忘れがあると、将来、受ける年金額が少なくなったり、受けられなくなったりすることがあります。

年金は、年をとったときだけでなく、万一の事故や病気などで障害者となったときや、夫に先立たれたときなどにも支給されます。

しかし、このような年金も保険料を納めていないと受けられないことがあります。必ず、忘れずに保険料を納めましょう。

年金週間

住民のみなさん一人ひとりが年金を身近で大切なものとして考えていただき、公的年金制度の意義や役割を正しく認識していただこうと、十一月六日から十一月十二日の一週間を「年金週間」とし、各種行事が全国一斉に実施されます。

年金を自分自身の老後の問題として認識し、将来、無年金者とならない意味でも、みなさん自ら年金について考えてみましょう。

「安心を支える―年金制度―」

